

資料 1
※記載内容調整中につき
取扱注意

地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究

報告書概要版

2021 年 x 月

目次

1. 本調査の概要	4
1.1 目的	4
1.2 実施概要	4
2. 自治体の規模ごとの今後の文化部活動の在り方のモデル構築	5
2.1 モデル構築について	5
2.2 9つのモデル	5
2.3 段階的な地域移行について	7
2.3.1 適切な主体によるレベル別の検討	7
2.3.2 地域移行の考え	8
3. 文化部活動の地域移行における課題	12
3.1 部活動の意義と部活動の地域移行の関係性	12
3.2 学校、社会教育（教育委員会、社会教育施設）等の役割分担の検討	13
3.3 人材確保、育成の方策	13
3.4 安全・責任体制の構築	14
3.5 教員及び生徒の部活動負担軽減	14
3.6 安定性・継続性の確保	15
3.7 活動経費の負担の在り方、確保の方策	15
3.9 ICTの活用	16
4. 国の支援の在り方【資料2参照】	17
5. 今後の文化部活動及び地域の文化活動の在り方について【資料2参照】	18
6. 参考資料【参考資料参照】	19
6.1 事例集	19
6.2 学校施設設備の開放の方針	19

用語の一覧

本報告書における重要な用語は以下のとおりである。

用語	本報告書での意味
文化活動	<p>学校で行う従来の部活動に加え、学校が運営主体である文化活動も指す。学校が主な活動場所となっている場合が多いが、地域の社会教育施設や他の学校が主な活動場所となる活動も含む。また、地域の人（部活動指導員）や外部講師が指導・監督・見守り等で参加するが、運営主体とはならない活動も該当する。</p> <p>学校の教育課程外の教育活動に該当し、学校長の管理監督下に置かれる。</p>
文化活動	<p>児童生徒が参加する文化芸術活動。文化活動を含んだ幅広い概念であるが、本報告書では、特に断りのない場合には、文化活動とは異なり、学校以外の人・団体等（教育委員会含む）が運営主体となる活動を指す。主な活動場所が学校である場合も学校外である場合も両方含まれる。</p> <p>学校長の管理監督下になく、学校の責任の範囲外で行われる活動となる。しかしながら、学校がその活動状況を把握する、文化活動での児童生徒の様子についての報告を受けるなどして、学校での児童生徒の指導やクラス運営に反映されることも想定される。</p> <p>また地域での文化活動と連携し、学校の教育課程における芸術教育が充実していくよう、学校側でも工夫を行っていくことが求められる。</p>
文化活動の地域移行	<p>文化活動が段階的なプロセスや手順を踏み、文化活動へ至ること。</p> <p>本報告書では、地域移行を行うべきという主張を行うものではなく、文化活動の課題解決や児童生徒のニーズ充足、生涯学習の観点から、地域移行は有効な場合に、各地域で参考となるような地域移行のプロセスや考え方を整理することとする。</p>
地域文化倶楽部	<p>児童生徒が生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、支援する環境や仕組み（受け皿）のこと。</p> <p>文化活動が地域移行され、文化活動となり、一定の条件を備えた場合に「地域文化倶楽部」となると考えられるが、それ以外の文化活動も地域文化倶楽部となりうる（例：学校とは関係なく地域で行われている文化活動が発展し、その地域の人々が広く親しむ生涯学習活動となった場合 等）。</p>

1. 本調査の概要

1.1 目的

平成31年1月に取りまとめられた中央教育審議会の答申において、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され¹、「学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。」ことが示された。

また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。」とされた。

こうした状況を背景として、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できるよう文化部活動の地域移行に係る事例の収集・調査研究を行い、課題や仕組み、手法について取りまとめ、国の支援の在り方について検討した。

1.2 検討体制

本調査では「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた文化部活動の在り方に関する検討会議」を設置し検討を行った。

表 1-1 地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた文化部活動の在り方に関する検討会議委員

氏名	所属・役職
揚石 明男	公益財団法人音楽文化創造事務局長
大坪 圭輔	武蔵野美術大学教職課程教授
岡田 猛	東京大学大学院教育学研究科・情報学環教授
◎ 佐野 靖	東京藝術大学学長特命・社会連携センター長、教授
妹尾 昌俊	教育研究家、文部科学省委嘱学校業務改善アドバイザー
田村 孝子	公益社団法人全国公立文化施設協会副会長
内藤 賢一	公益社団法人全国高等学校文化連盟事務局長
野口 由美子	全国中学校文化連盟理事長
長沼 豊	学習院大学文学部教育学科教授
富士道 正尋	全日本中学校長会事務局次長
大和 滋	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会参与

※◎：委員長

¹ https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf

2. 自治体の規模ごとの今後の文化部活動の在り方のモデル構築

2.1 モデル構築について

教育委員会（自治体芸術振興担当部署含む）及び学校長向けに、文化部活動の地域移行を進めるための課題や仕組み、手法について類型化して取りまとめ、モデルとして提示する。

本モデルは、文化部活動の地域移行に係る事例の収集・調査研究を通じて作成する。具体的には、基礎調査（団体プレヒアリング、教育委員会・自治体アンケート）、及び、事例の収集・ヒアリングに基づく。

2.2 9つのモデル

既存事例及び構想中の事例の分類・分析を行い、地域単位の文化部活動／文化活動のモデルを以下表の9つに整理。本モデルについては、以下に注意すべきである。

- 現状の文化部活動の課題や地域資源の活用という観点から効果的なもの、実現可能なものを例示。あらゆる可能性を網羅的に列挙したものではない。
- モデルで示した内容から発展するような内容の活動も奨励される。
- 複数のモデルの特徴を取り入れた活動も想定される。本モデルは代表的な活動や取組をまとめたものである。

表 2-1 地域単位の文化部活動／文化活動のモデル一覧

モデル名	運営主体	活動イメージ（例） 【近い活動を行っている事例（事例集掲載）】	活動場所	自治体規模 ²			
				大都市	地方都市	町村・へき地	
a. 課題解決型（現行の文化部活動の課題を解決するため、地域の人材等を活用するモデル）							
a-1	部活動指導員活用モデル	学校	部活動指導員制度を活用し、学校内で従来教員が担っていた指導、管理監督等の業務を部活動指導員にゆだね、学校部活動を支援する。 ※土日のみの部活動地域移行も含む。 【矢野ジュニアマーチングバンド】	学校	○	○	○
a-2	民間の外部講師モデル	学校	技術面で追加的な指導を受けたい学校が、本業又は兼業で、活動を指導できるスキルを持つ講師を招致して学校の部活動の指導を依頼する。 【開成ジュニアアンサンブル、姫路市ジュニアオーケストラ】	学校	○	○	○
a-3	合同部活動モデル	学校	複数の学校（異なる校種間連携含む）が合同で部活動を実施する、合同で大会等に参加する。 【品川区連携部活動・合同部活動】	学校	○	○	○ ※ICT活用含む

² ここでの自治体規模は、中学校を設置する単位となっている市町村を中心に考えられたものであり、人口規模に基づき区分を示している。おおむね以下の地方公共団体の区分と対応しているが、厳密な対応関係ではなく、目安とする。

- ・ 「大都市」：指定都市、特別区
- ・ 「地方都市」：中核市、その他の市
- ・ 「町村・へき地」：町村以下の人口規模の地方公共団体

a-4	保護者、地域による支援モデル	学校/地域人材・団体	保護者やボランティア等が部活動の見守り、大会時の送迎を行うレベルから、地域の人々が学校と連携して団体等を創設し生徒の部活動を支援するレベルまで、多様な形で部活動を支援する。 【荖崎地区部活・スポーツクラブ、地域部活・掛川未来創造部 Palette】	学校/社会教育施設	○	○	○
b. ニーズ充足型（顕在／潜在の児童生徒のニーズに応えるため、地域の文化資源を活用するモデル）							
b-1	大学アウトリーチモデル	芸術系大学等	大学が教員等を学校に派遣し、学校部活動又は学校を活動場所とする文化活動を指導・支援する。 【東京藝術大学連携事業・音楽支援事業、文化芸術によるブランディング事業】	学校	○	○	△ ※ICT活用含む
b-2	文化施設アウトリーチモデル	文化施設	文化施設が、当該施設に設置されている芸術団体や雇用する芸術家を学校に派遣し、学校を活動場所とする文化活動を支援する。 【ハーモニーホール福井】	学校	○	○	△ ※ICT活用含む
b-3	文化団体による支援モデル	文化団体	文化活動を目的として活動している団体（プロのオーケストラ等営利目的の団体含む）が専門人材を派遣し、文化活動を指導・支援する。 【キッズ伝統芸能体験】	学校/団体の拠点	○	○	△ ※ICT活用含む
c. 地域文化倶楽部志向型（児童生徒が生涯を通じて文化芸術に親しむ受け皿となりうるモデル）							
c-1	文化施設プログラム開催モデル	文化施設	文化施設が、その施設設備、人材、コンテンツを活用し、文化施設内で児童生徒向けのプログラムを提供する。 【福井県立音楽堂 ハーモニーホールふくい】	文化施設	○	○	△ ※ICT活用含む
c-2	民間の教室モデル	民間事業者	カルチャーセンターや習い事等の教室を開催している民間事業者が、教室事業のひとつとして地域の文化活動を主催する。	民間事業者の教室	○	○	△ ※ICT活用含む
c-3	保護者、地域による支援モデル ※a-4の発展	地域の団体	地域のNPO法人が、地域での文化芸術に親しむための受け皿となり、児童生徒の文化活動を主催する。 【地域部活・掛川未来創造部 Palette】	学校/社会教育施設	○	○	○

これらのモデルを主な活動場所と、活用している資源の種類によって整理すると、以下のようになる。

- ✓ 一方、学校単位でそれぞれに検討を進めてしまうと、取組が散発的に終わってしまう可能性が高い。そこで、保護者、地域の人々と協働しながら地域全体で取り組むべき。
- ✓ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の既存の仕組みの活用など、地域ですでに存在している多様な学校と地域の連携の仕組みも活用していくべき。
- 学校長が積極的に議論に参加するとともに、教育委員会や社会教育担当部局等の地域行政が組織的に検討を行うべき。
 - ✓ 教育委員会や社会教育担当部局等は、文化芸術振興部局を巻き込むことで、地域の教育資源だけではなく文化資源の活用も積極的に行うことが可能となる。

(2) 検討の優先順位

- 現状の文化部活動の課題の洗い出し（課題例は以下）を最優先で行うべき。
 - ✓ 文化部活動指導が教員の過剰な負担となっていないか
 - ✓ 部活動に熱心な教員が授業準備に十分な労力を割くことができているか
 - ✓ 安全・安心な文化部活動が行われているか
 - ✓ 生徒の部活動参加の時間が長時間化していないか
 - ✓ 生徒が部活動以外の学習活動や余暇を十分に享受できているか 等
- 次に、顕在化していないものも含め、生徒の文化芸術活動への多様なニーズの洗い出しにも取り組むべき。
 - ✓ 教育委員会は積極的に、学校での検討を支援すべき。
- 最終的には、その地域において生涯を通じて文化芸術に親しむ態度を涵養できているか、その環境が整っているかという検討も行うべき。
 - ✓ 学校の芸術教育や芸術体験等が十分に行われているかだけでなく、その地域において生徒の生涯を通じた文化芸術への態度が育成されているかどうかを、地域行政が検討すべき。
 - ✓ 教育委員会や社会教育担当部局、文化芸術振興部局では、その学校が所在する地域の文化芸術活動の受け皿となる文化・社会教育施設、専門人材、文化関係予算等の状況を整理し、総合的に文化部活動の地域移行の可能性を検討していくことが必要。

2.3.2 地域移行の考え

地域移行においては、基礎的な取組（現行の文化部活動の課題を、地域を巻き込んで解決したい場合の取組、モデル）から発展的な取組（生徒のニーズが学校だけでは充足できない場合から生涯を通じて文化芸術に親しむ態度の涵養を目指す場合へ）へと取組を検討・実施していくことが望ましいと考えられる。しかしながら、学校や地域の実態は多様なため、以下の検討プロセスは一例であり、各地域の参考として提示する。

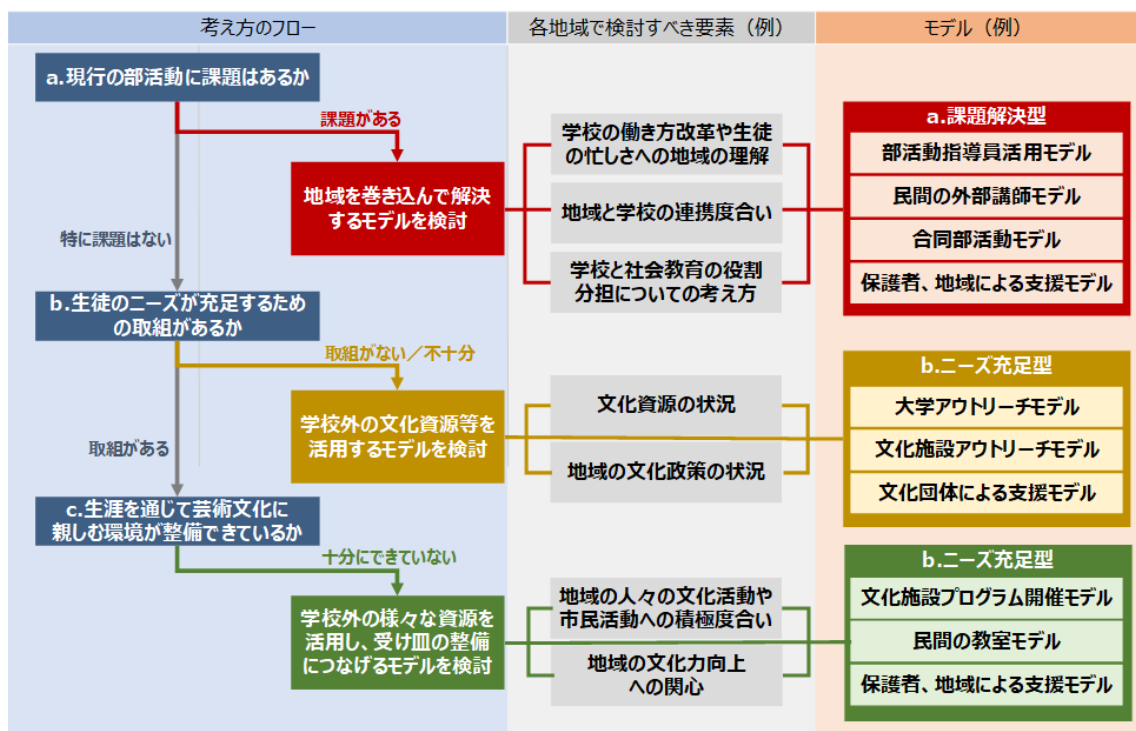


図 2-2 地域移行の考え方のフローとモデル例 (イメージ)

(1) 現行の文化部活動の課題を、地域を巻き込んで解決したい場合

- 文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 12 月文化庁)³を参考に、各学校で同ガイドラインの趣旨を実現するために取組が行われるべき。
- 課題の大きな文化部活動については、早急に地域からの支援を検討すべき。
 - 例 1) 全国的な大会への出場や好成绩を目指して、激しい練習が長時間続くことが常態化している部活動 等。
 - この場合におけるモデルの活用例は以下のとおり。
 - ◇ 「民間の外部講師モデル」を活用して専門家を招聘し、教員の指導負担を抑えたり、効率的な練習方法を取り入れて生徒の負担を抑える。
 - ◇ 日常的な練習を監督するのに「部活動指導員活用モデル」や「保護者、地域による支援モデル」を活用して、部活動指導員や保護者、ボランティア等に生徒の練習の見守りや監督をしてもらう。
 - ◇ 文部科学省及び文化庁から令和 2 年 9 月 1 日に公表された部活動改革案⁴において示されたように、休日の部活動の段階的な地域移行の可能性も要検討。
 - 例 2) 部活動参加人数の減少により、部活動が維持できない文化部活動 等。
 - この場合におけるモデルの活用例は以下のとおり。

³ 文化庁ホームページ「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成 30 年 12 月文化庁)」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/index.html (2020 年 11 月 7 日閲覧)

⁴ 令和 2 年 9 月 1 日付事務連絡「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の送付について
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/92497901_04.pdf (2020 年 11 月 7 日閲覧)

- ◇ 近隣校との「合同部活動モデル」を活用し、合同での練習や大会参加の方策を模索すべきである。
- ◇ ただし、このモデルを学校が活用するためには、当該文化部活動が目指す大会やコンテスト等が学校単位の参加だけでなく、複数校や任意団体にとる参加も認めるなど、文化部活動関係団体における環境整備が先行しなければならない。

(2) 生徒のニーズが学校だけでは充足できない場合

- 中学校では部活動の種類が少ない傾向にあり、ひとつの部活動でひとつの活動内容しか実施していないことが多く、生徒のニーズが充足できない可能性がある。この場合、学校外の主体による文化部活動／文化活動のモデルを活用して、生徒のニーズを充足していくことが可能。
 - 例) 地域に講師派遣を行える大学や文化施設がある場合、又は学校に対して協力可能な文化団体がある場合は、高い水準の芸術家の活動にふれることが可能(「大学アウトリーチモデル」「文化施設アウトリーチモデル」「文化団体による支援モデル」)。
 - 生徒が自らの関心や将来の進路を見つけるきっかけにつながることも期待できる。
- 単に現状の部活動を支援するだけではなく、新しい文化芸術活動への興味関心を発掘するためにもこれらのモデルを積極的に活用すべき。

(3) 生涯を通じて文化芸術に親しむ態度の涵養を目指す場合

- 2.3.2(1)、2.3.2(2)の次の段階として、その地域を担う将来の人材として、生涯を通じて文化芸術に親しむ態度の涵養を行うことにも学校は取り組むべき。教育課程や部活動だけではなく、学校の外でも生徒の生涯を通じた文化活動の受け皿(学校を卒業した後でも継続的に文化芸術に親しむことができる環境の整備)を作り上げていくことが重要。
 - 学校が学校設置者の支援を受けながら、又は、教育委員会の学校教育担当が文化芸術振興部局や生涯学習振興部局と連携しながら、地域の多様な主体と契約や協定を締結して文化部活動を地域移行していくことを検討すべき。
 - ◇ 例1) 文化施設のプログラムへの直接参加(「文化施設プログラム開催モデル」)。
 - ◇ 例2) 民間事業者の活用(「民間の教室モデル」)。
 - ◇ 例3) 「保護者、地域による支援モデル」が発展し、法人化された地域の主体により地域移行した文化活動を実施。
- 文化活動の成果を積極的に地域へ公開していくことで、その地域において行政以外の主体(民間企業、地域住民等)からも支援が行われるようになり、持続的な文化部活動の受け皿が形成されることが期待される。
 - 地域への活動成果のアピールは、a.課題解決型モデルの段階においても重要。地域に文化部活動を知ってもらうことで、地域からの支援が生まれてくること

期待できる。

- 地域文化倶楽部が成立するためには、各地域において地域資源をよく把握する必要がある。
- 地域に存在する文化施設だけでなく、遠方で芸術家として活躍する地域出身人材とのネットワーキング等のソフト面での体制整備も有効。

3. 文化部活動の地域移行における課題

従来、学校内で教員によって指導・監督されていた文化部活動を、地域の資源や学校外の人材を活用して地域移行していくことで、多様な課題が生じることが想定される。ここではそれらの課題の論点を整理し、それに対する提言を行う。

3.1 部活動の意義と部活動の地域移行の関係性

(1) 論点：文化部活動の地域移行により文化部活動の教育的意義が変化する場合、その対応方針はどうあるべきか。

- ・ 部活動として実施しているケースでは、
 - 地域の人材等を活用している場合であっても、部活動の教育的意義等への配慮は「必須の取組事項」として実現するべきである。
 - 地域の人材等の参入によって部活動の指導者・監督者等が多様化する場合には、学校の教育課程との連携、従来の部活動では十分に実現できていない効果の実現、地域への波及効果の実現が図られるよう工夫が行われることが望ましい。
- ・ 部活動から地域移行が進み、文化活動として実施しているケースでは、
 - 従来の部活動の教育的意義へ一定の配慮をしつつ、学校の教育活動とは切り離されたものとして認識されるべきである。
 - 文化活動における生徒の様子やトラブル等について、学校の教員が何らかの形で情報共有できる方策を整えることが必要である。

(2) 論点：段階的な地域移行の在り方を示す必要があるのではないか。

- ・ 学校内における文化部活動の目的・意義・役割等を再検討し、部活動の目的や活動形態等に応じた段階的な地域移行を推進すべきである。
- ・ 段階的な地域移行の検討には、地域の資源等の活用可能性と活動場所を考慮することが重要である。
- ・ 単に学校の文化部活動を移行するだけでなく、新しい文化活動を想像することも視野に入れることが望ましい。

(3) 論点：地域単位での部活動に教員はどのように関与すべきか。

- ・ 部活動として実施しているケースでは、
 - 教員の負担軽減に配慮しつつ、教員は生徒の成長を適切に評価するため、部活動に関与している地域の人材等と連携して部活動での生徒の様子を把握すべきである。
- ・ 部活動から地域移行が進み、文化活動として実施しているケースでは、
 - 文化活動における生徒の様子やトラブル状況について、一定程度の情報提供を受けるべきである。
 - 地域移行された文化活動と連携し、学校教育における文化芸術活動を充実させていくよう努めることが望ましい。

3.2 学校、社会教育（教育委員会、社会教育施設）等の役割分担の検討

(1) 論点：地域単位の文化部活動／文化活動のそれぞれの場面、段階において、関係者がどのような役割を担うべきか。

- ・ 教育委員会が、他の行政を巻き込んだ文化部活動改革のためにリーダーシップを発揮すべきである。
- ・ 行政の関係部署、地域の関係者が文化部活動改革について話し合う場の設定をすべきである。

(2) 論点：学校はどのような責任を、どの程度担うべきか。

- ・ 地域人材が関与した部活動として実施しているケースでは、
 - 関与している地域人材と連携して、責任分担の在り方について事前に合意し、それぞれが協力して責任ある部活動を実施するようにすべきである。
- ・ 部活動から地域移行が進み、文化活動として実施しているケースでは、
 - 学校の責任は縮小されると考えるべきである。
- ・ 地域の関係者が文化部活動／文化活動の地域移行への理解を深めるために、国や地域の教育行政が積極的に普及啓発を行う必要がある。

3.3 人材確保、育成の方策

(1) 論点：教員が従来担っていた役割を外部の人材にゆだねる場合、どのような人材が必要とされるか。

- ・ 学校教員以外の外部人材を活用するのであれば、学校での教育方針や部活動の意義を理解した上で子どもと接することができる指導者・管理監督者が望ましい。
- ・ もともと生徒指導や地域の子供の実情をよく理解している人材を確保する（教員経験者、卒業生等）、生徒に接するのにふさわしい能力・スキルを身に着けることができる人材の採用を行い、研修等を充実させるなどの方策を準備すべき。

(2) 論点：部活動を地域移行していくためには、学校と地域、保護者と関係者間の連携支援を行うコーディネーター／ファシリテーター等の役割を担う人材も必要ではないか（コーディネーター／ファシリテーターとして、どのような人材が望ましいか。）

- ・ 地域、学校、保護者等、関係者の間に立ち、調整を行うコーディネーター／ファシリテーターを確保・育成すべき。

(3) 論点：こうした人材の育成、確保、活用のための具体的手段・方策は何か。

- ・ 一人の人材に教員と同じ能力・スキルを求めるのではなく、役割分担を行うべき（例：技術指導者、責任者、活動を見守る者が役割分担して文化部活動／文化活動を実施する等）。

- ・ 活用する外部人材の質の保証の仕組み（研修、資格制度の創設等）を検討すべき。
- ・ 文化部活動／文化活動指導が可能な人材を、登録し必要に応じて活用できる人材バンク等の地域導入を検討することが望ましい。
- ・ 学生の部活動指導員への活用をさらに進めるべきだが経験不足が大きな課題であるため、学生を活用する場合は学生の質を確認する仕組みや、教員との連携等複数で部活動指導に当たる仕組み等、質保証の工夫を行うことを検討することが望ましい。

3.4 安全・責任体制の構築

(1) 論点：活動場所、指導・監督者等に応じた安全・責任体制の構築が急務ではないか。

- ・ 部活動に関与する地域人材、団体等に、安全・責任体制の構築が必要であるという認識を共有させるべきである。
- ・ 学校内で活動を実施する場合であっても、文化部活動／文化活動に関与する学校外の人材に対するリスクマネジメント研修の受講を必須化し、その人材が所属する団体等が責任を取ることを明確にするなど、学校に過度の負担を押し付けない体制を構築すべきである。

3.5 教員及び生徒の部活動負担軽減

(1) 論点：教員の働き方改革の観点から、学校だけではなく、行政、地域、保護者等が果たす役割を示すべき。

- ・ 学校が置かれた現状と教員の働き方改革の必要性について、学校は校内でガイドラインの趣旨を徹底すべきである。
- ・ また、行政、地域、保護者等が理解を深められるよう、学校や教育委員会がそのための普及啓発を行うべきである。
- ・ 教員の負担軽減によって新たに生じる時間やコストの負担、役割を行政、地域・団体、保護者等がどのように分担するのかを関係者間で合意すべきであり、教育委員会や行政はその合意を促すべきである。

(2) 論点：生徒の部活動への取組について、どのような在り方が望ましいのかについての考えを示すべき。

- ・ 都道府県、学校の設置者、校長は、ガイドラインで示された休養日や活動日を踏まえつつ、生徒のバランスのとれた生活や成長、生涯にわたる芸術文化等の活動に親しむ基礎の形成、そして個々の生徒の多様なニーズを考慮して方針を示すべきである。
- ・ 方針が確実に実施されているか、さらには方針が適切であったかを検証するために、休養日や活動日、生徒の状況の実態把握を行うことが重要である。

3.6 安定性・継続性の確保

(1) 論点：従来の部活動と比較して、地域移行した文化活動にはどの程度の安定性、継続性が求められるか。

- ・ 地域での文化活動は最低 3 年間、可能であればそれ以上の期間、継続される必要がある。
- ・ 地域での文化活動には、活動場所、財源、指導者等の人材を安定的に確保しなければならない。
- ・ 地域での文化活動の活動主体は、社会的な信頼や支援を得られやすい法人格を有している、又は、法人格獲得のための準備を進めることが望ましい。

(2) 論点：地域の文化活動の安定性、継続性はどのように確保されるべきか。

- ・ 文化部活動の支援者に対する行政の補助・助成事業の在り方を見直さなければならない。
- ・ 地域の文化的拠点である文化施設の教育普及関連事業の予算の在り方を見直す必要がある。
- ・ 企業の CSR 的な支援を受けるだけでなく、地域の文化力向上と企業の営利活動が同時に達成されるような地域の文化政策の在り方を検討していくべきである。

3.7 活動経費の負担の在り方、確保の方策

(1) 論点：文化部活動の地域移行に伴い追加的に発生する経費を、どのように負担すべきか（地域の予算状況や家庭の経済環境が不適切な格差につながらないよう、どのような方策が必要か）。

- ・ 従来の部活動とは異なり、活動の内容に応じて、適切な対価を支払わなければならないという認識を保護者が認識できるよう、教育委員会や学校が普及啓発を行うべきである。
- ・ 参加者による経費負担に対する理解を求めつつ、家庭の経済格差によって、文化活動の経験の格差が不適切に拡大しないよう、地域行政として必要な経済支援を検討すべきである。
- ・ 生徒にとって必須の文化活動と地域行政が判断する活動については、地域の文化施設や企業と連携して安価に提供するなど、地域の文化政策全体を見直すことが望ましい。

3.8 学校施設設備の開放の方針

(1) 論点：文化部活動の地域移行において学校施設設備の活用を進める上では、どのような学校開放の取組（学校施設開放事業）を行うべきか（その趣旨、運営・管理体制、利用上の

ルール等はどのようなものであるべきか)。

- ・ 学校施設開放の利用目的を市民のスポーツ活動に限定するのではなく、文化系の活動も対象とする必要がある。
- ・ 学校施設開放事業の運営主体として学校、行政、地域住民代表間で構成される運営委員会を組織すべきである。
- ・ 活動に使用する備品等は利用者により調達、管理が行われるべきである。ただし利用者が学校備品等の利用や、学校内での私物の保管を強く希望する場合は、学校長が最終的な判断を行うことが望ましい。
- ・ 施設利用時に生じる費用は、使用実費相当額となる施設使用料を負担すべきである。
- ・ 利用団体は代表者を定め、施設利用時の責任を負わなければならない。
- ・ 利用者は傷害保険及び自賠責保険に加入すべきである。

3.9 ICT の活用

(1) 論点：文化部活動の地域移行において、どのような局面で ICT を活用することが有効か。

- ・ 文化部活動の地域移行に際して、部活動指導だけではなく、部活動支援も含めて多様な局面で ICT の活用を進めるべきである。

(2) 論点：文化部活動の地域移行において ICT 活用を推進するためにはどのような環境整備が必要か。

- ・ 文化部活動の地域移行においてはハードウェアとソフトウェアの両面からの ICT 環境整備が必要である。

4. 国の支援の在り方【資料 2 参照】

- (1) 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の運用の在り方
- (2) 9つのモデル実証の必要性
- (3) 学校における芸術教育の充実に向けた施策
- (4) 地域における文化活動の受け皿整備に向けた中長期的な施策

5. 今後の文化部活動及び地域の文化活動の在り方について【資料 2 参照】

- (1) 地域単位での文化部活動／文化活動の意義、効果
- (2) 文化部活動／文化活動の意義を実現するための取組
- (3) 生涯を通じて文化芸術に親しむ社会に向けた取組
 - 学校段階以降の社会環境整備の必要性について

6. 参考資料【参考資料参照】

6.1 事例集

6.2 学校施設設備の開放の方針